



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kanto Regional Development Bureau.

令和5年12月19日 国土交通省関東地方整備局 建政部

指定確認検査機関等の処分について

本日(12月19日)、確認検査員が確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたこと に鑑み、確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため、関東地方整備局長から指定 確認検査機関に対し、建築基準法(以下「法」という。)第77条の30第1項に基づく監督 命令を行いましたので、お知らせいたします。

また、令和5年12月18日に関東地方整備局長から当該建築基準適合判定資格者(確認検 査員)に対し、法第77条の62第2項に基づく業務禁止の処分を行っていますので、併せて お知らせいたします。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話: 0 4 8 - 6 0 1 - 3 1 5 1 (代表) FAX: 0 4 8 - 6 0 0 - 1 3 9 2

田中 幸一 (内線:6681) 建築安全課課長

建築安全課 課長補佐 桑原 淳(内線:6682)

【処分内容】

一般財団法人さいたま住宅検査センター(関東地方整備局長指定第19号)

処 分 日 令和5年12月19日

処分内容 監督命令

確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく 不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、 建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見過ごすという不十分な審 査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的 な改善措置を含む業務改善計画書を令和6年1月15日までに提出すること。

また、当該計画の提出の日から1年間、当該計画を確実に実施するため、 その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職 に報告すること。

【処分事由の概要】

埼玉県内の建築物の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、 過失により都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 53 条第1項の規定に適合しな いことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

関連する建築基準適合判定資格者(確認検査員)の処分

処 分 日 令和5年12月18日

資格者名 山口 浩正(登録番号:第1586号)

処分内容 業務禁止 10日(令和6年1月11日から令和6年1月20日まで)